仙台市計画相談支援
提供体制強化事業補助金

事業所説明会

令和8年7月27日
仙台市健康福祉局障害者支援課

次第

1. 障害者自立支援協議会における整理（P1～P3）
2. 提供体制強化事業補助金の概要（P4～P5）
3. 確保支援費補助金について（P6～P8）
4. 定着支援費補助金について（P9～P11）
5. まとめ（P12）
6. 申請から交付の流れ（P13）
7. お問い合わせ・留意事項（P14）

1．令和7年度 障害者自立支援協議会における整理（1）

○ 令和7年度障害者自立支援協議会における検討

・計画相談支援等がより利用しやすい環境の整備に向け、指定特定相談支援事業所および障害児者を対象にアンケート調査を実施

・自立支援協議会において、調査結果をもとに課題と取組みの方向性について整理

― 第1層強化のための課題 ―

01 指定特定の支援力の向上	02 指定特定の事業運営の安定化	03 指定特定と関係機関のネットワーク強化
04 計画相談支援等の受け皿の拡充	05 市民の計画相談支援等に関する知識・理解の促進	06 計画相談支援等へのつながりやすさの向上

※令和8年度は、課題01～04に取り組む

1． 令和7年度 障害者自立支援協議会における整理 （2）

令和8年度の取組みと課題との関係

○ 計画相談支援提供体制強化事業補助金

・計画相談支援の提供体制を強化するため、新たな相談支援専門員を雇用する事業所に経費の一部を補助。

○ 指定特定相談支援事業所運営等支援事業

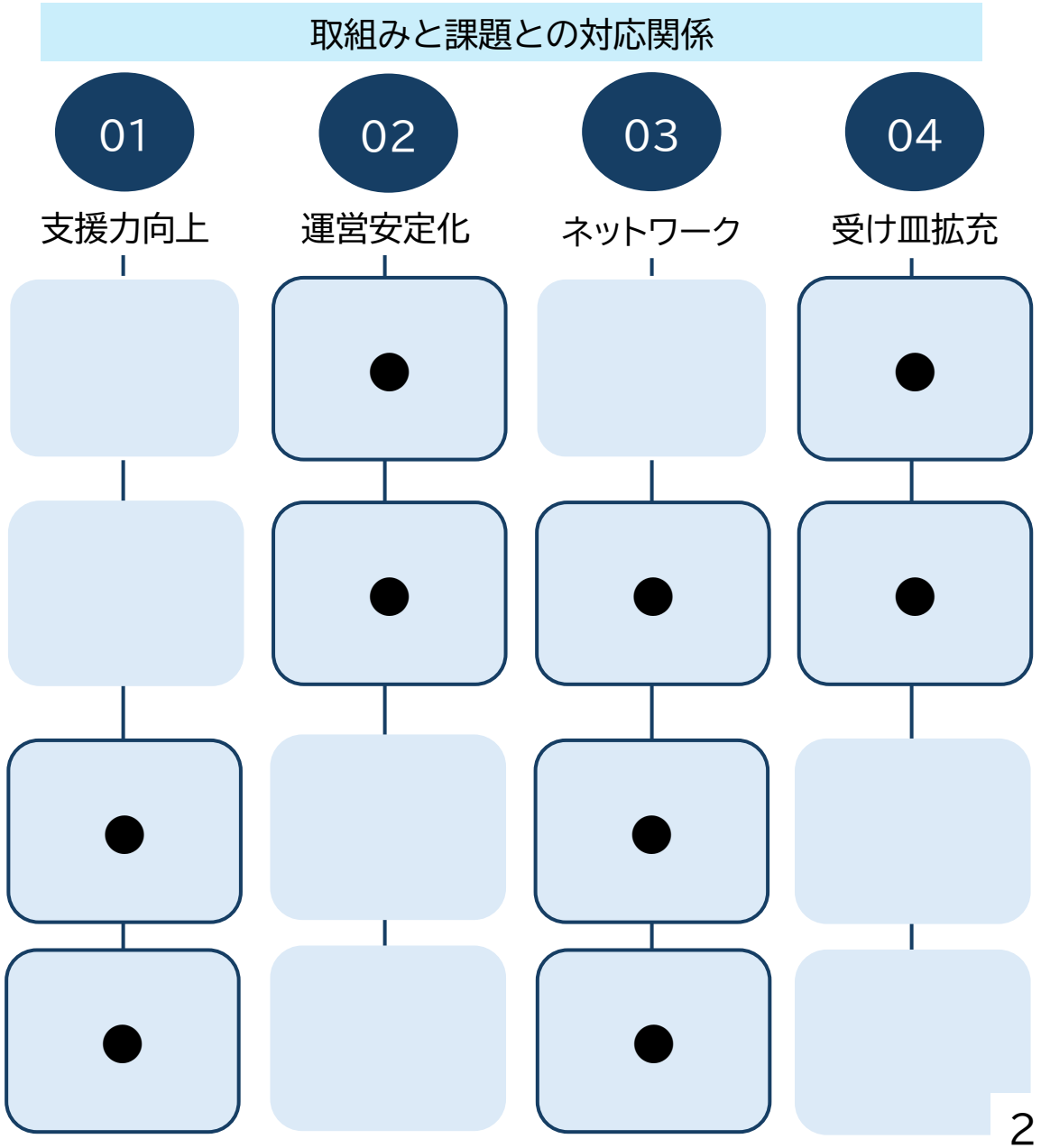
・障害福祉サービス事業所等に計画相談支援等への新規参入に係る研修及び開設に係る働きかけを実施。
・指定特定の事業運営改善のため、研修やコンサル等を実施。

○ 指定特定相談支援事業所支援力向上研修事業

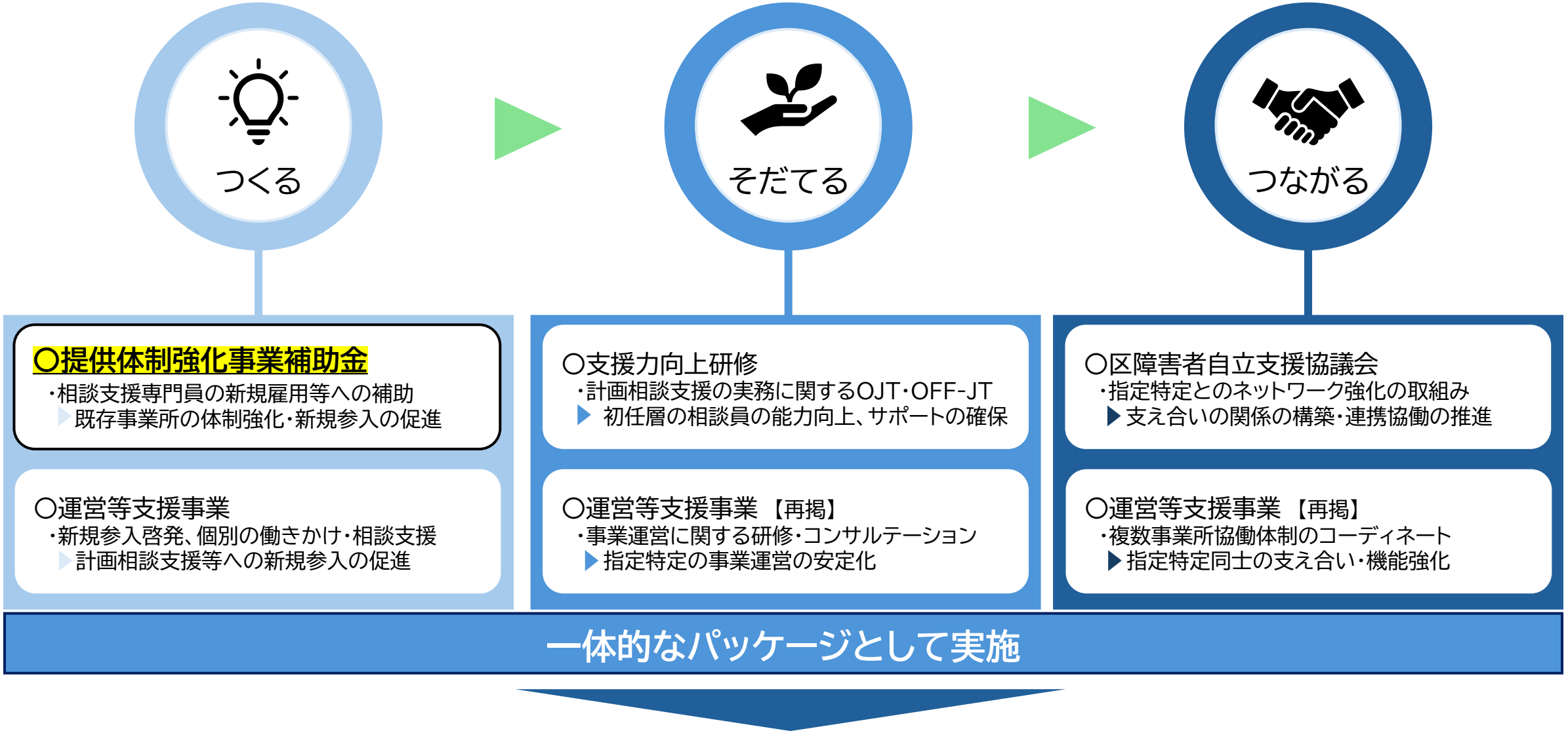
・基幹相談支援センターと主任相談支援専門員が協働し、初任層の相談支援専門員を対象に研修を実施。

○ 区障害者自立支援協議会におけるネットワーク強化の取組み

・指定特定と関係機関のネットワーク強化のため、区自立協において地域の実情に応じた取組みを実施。



1．令和7年度 障害者自立支援協議会における整理（3）



当事者の希望する生活の実現に資する 効果的支援 と 安定的な事業運営 を両立する指定特定の育成

2．提供体制強化事業補助金の概要（1）

事業概要

2人目以降の相談支援専門員の新規雇用等に係る費用の一部を補助する

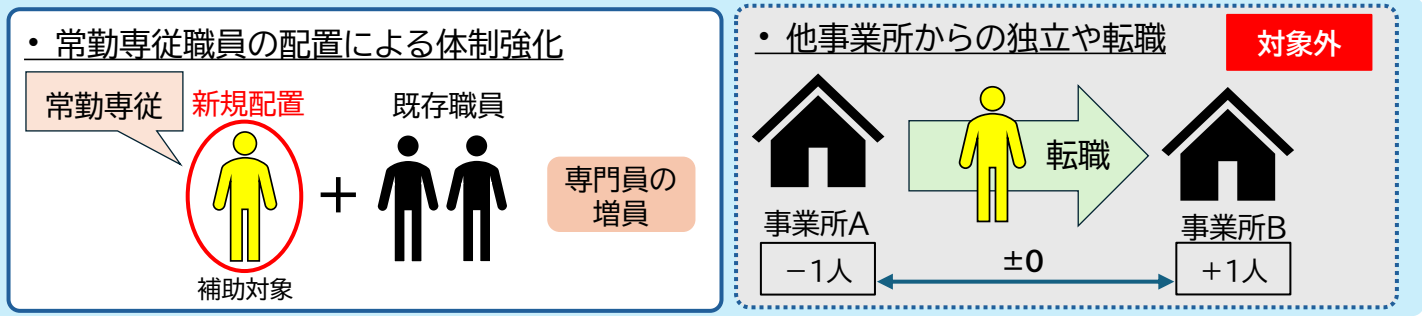
事業の目的

- 新規参入促進や相談支援専門員の増員による計画相談支援等の受け皿の拡充
- 機能強化型体制加算の取得による事業所経営の安定化

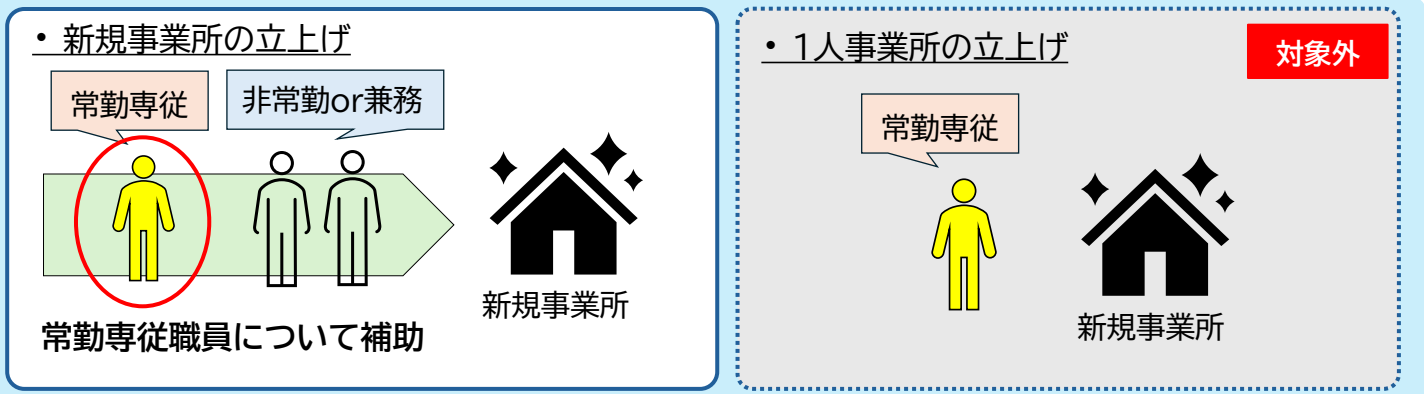


補助対象（例）

既存事業所



新規事業所



Point

○ 補助対象の概要

- 常勤専従職員の『増員分』を対象とする

【補助対象外の例】
欠員の補充、市内他指定特定からの転職　など

○ 補助単価

- 相談支援専門員1名につき50万円を上限

○ 補助要件の例

- 新規雇用した職員の一定期間の雇用継続
- 計画相談支援等の契約件数の増加
- 支援力向上研修、運営等支援事業の活用
- 自立協への定期的な参加

2. 提供体制強化事業補助金の概要（2）

補助の内容

▶ 確保支援費補助金

目的
常勤・専従の専門員の新規配置を支援し、
相談支援の受け皿拡充と体制強化の促進を図る



補助内容
新規配置した職員の人件費及び当該職員の
受け入れ、育成に伴いかかる費用を補助するもの



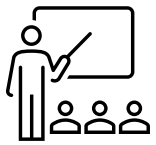
最大 25万円（※）補助

▶ 定着支援費補助金

目的
相談支援専門員の定着を支援するとともに、
研修等への参加を通じて支援力を確保し、体制強化を図る



補助内容
新規配置した職員の人件費及び当該職員の研修参加や、
既存職員による指導等に伴いかかる費用を補助するもの



最大 25万円（※）補助

※申請件数が多数となった場合、
予算の範囲内で交付するため、
交付額が変更となる場合があります。

3．確保支援費補助金について（1）

交付要件①

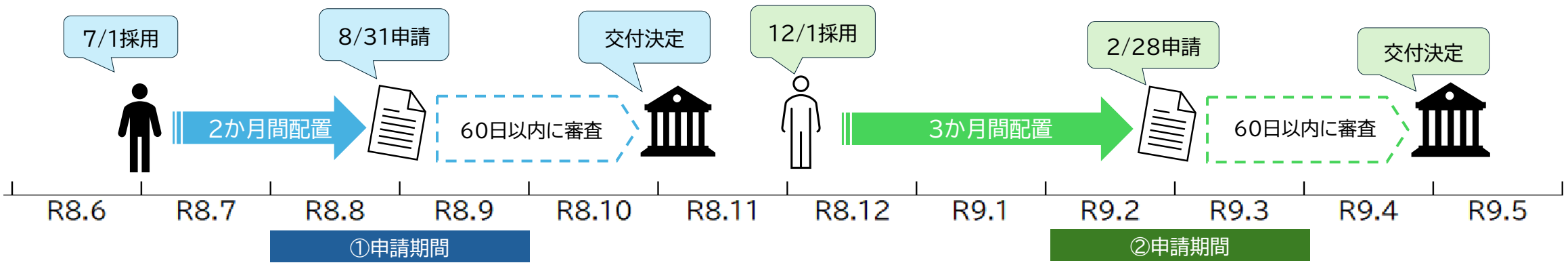
- 令和8年4月1日以降に新たに常勤専従の相談支援専門員を配置したこと（2人目以降の採用について対象とする）
- 配置の日前6月に市内の他の相談支援事業所において、相談支援専門員として従事していないこと
- 期間の定めのない労働契約又は3年以上の期間の労働契約を締結していること
- 申請日時点において、常勤専従の相談支援専門員として2か月以上継続して配置されていること
- 今後も当該職員の配置を継続することが見込まれること

〇第1回申請
令和８年８月３日～９月30日
※令和８年４月１日～７月１日配置までが対象

〇第2回申請
令和９年２月１日～３月19日
※令和８年４月１日～令和９年１月１日配置までが対象

スケジュール例

7/1付け、12/1付けで相談支援専門員を配置した場合・・・

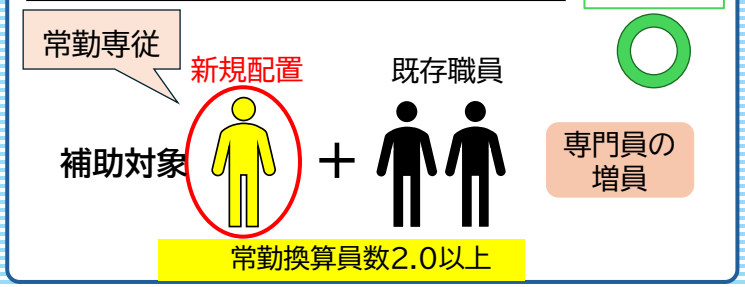


3．確保支援費補助金について（2）

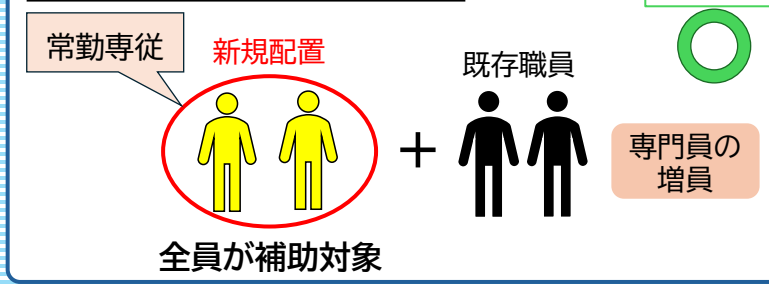
交付要件（補助対象・対象外の例）

既存事業所

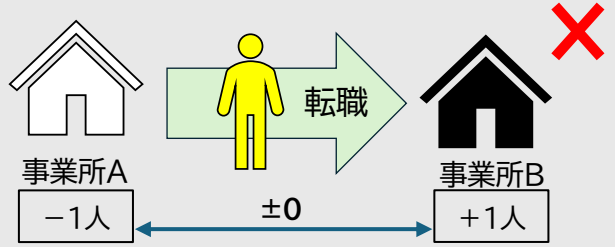
・常勤専従職員の配置による体制強化　補助対象



・常勤専従職員を2名以上配置　補助対象

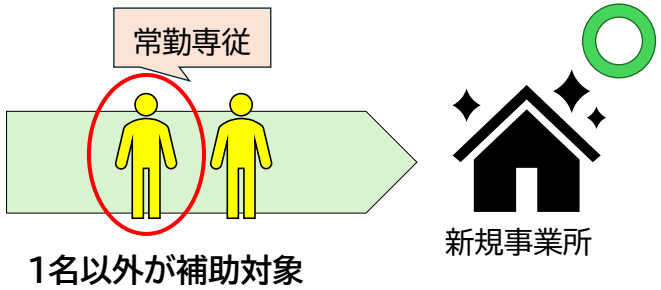


・市内他事業所からの独立や転職　対象外

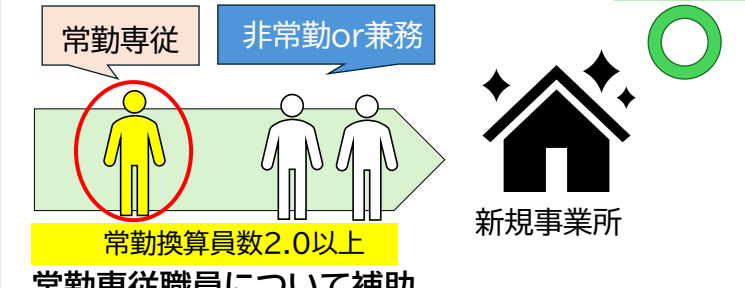


新規事業所

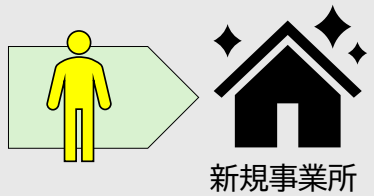
・常勤専従2名での立上げ　補助対象



・常勤専従＋非常勤・兼務での立上げ　補助対象

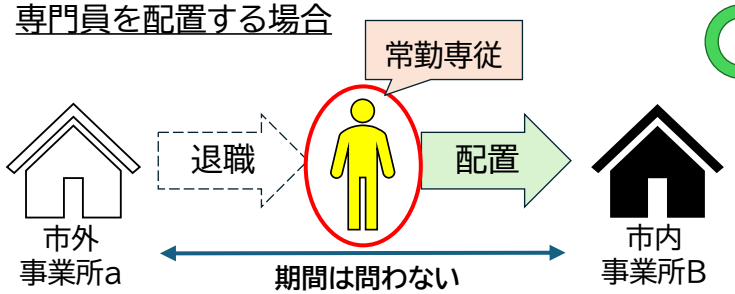


・1人事業所の立上げ　対象外

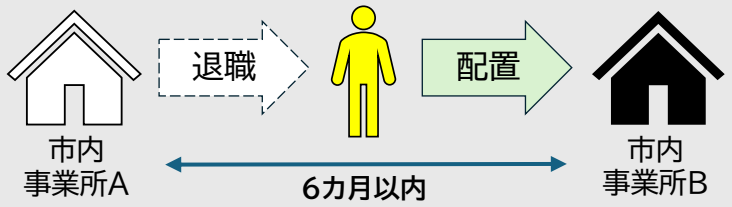


その他

・【市外】別事業所で相談支援業務を行っていた専門員を配置する場合　補助対象



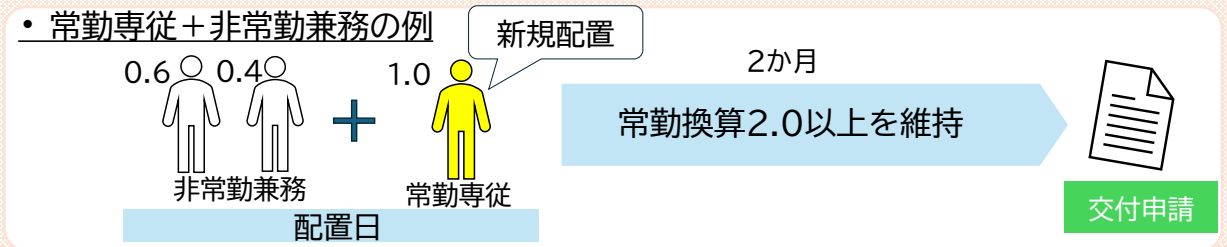
・6カ月以内に【市内】別事業所で相談支援業務を行っていた　対象外



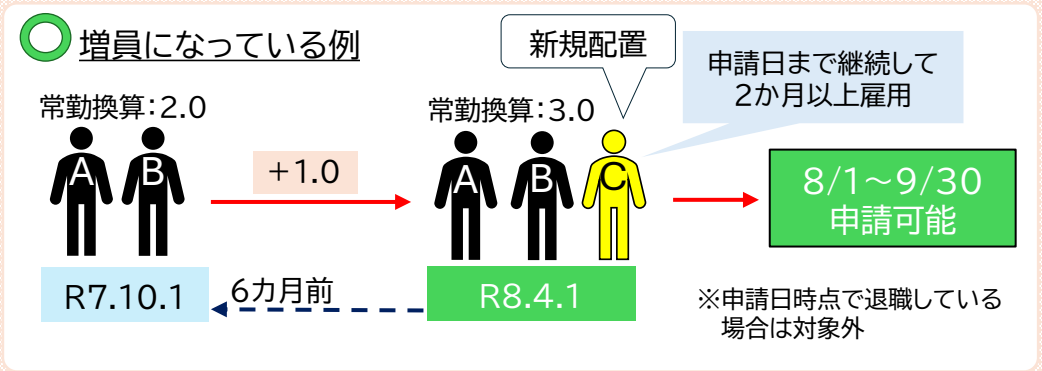
3．確保支援費補助金について（3）

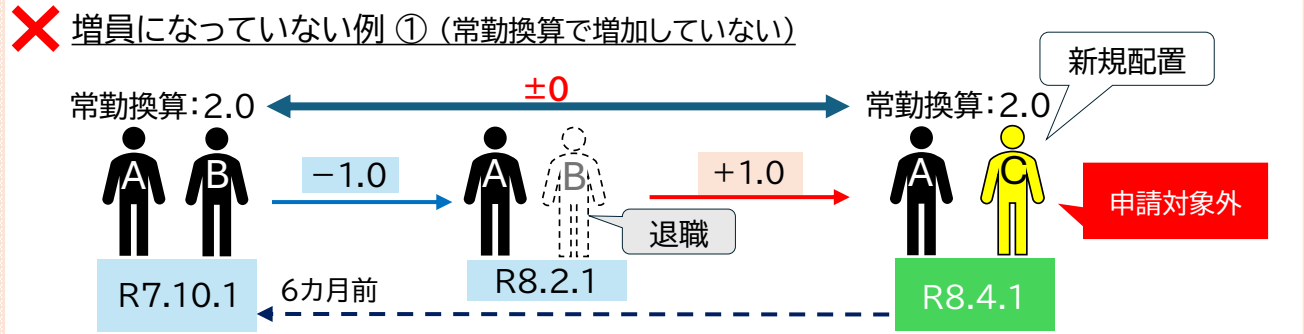
交付要件②

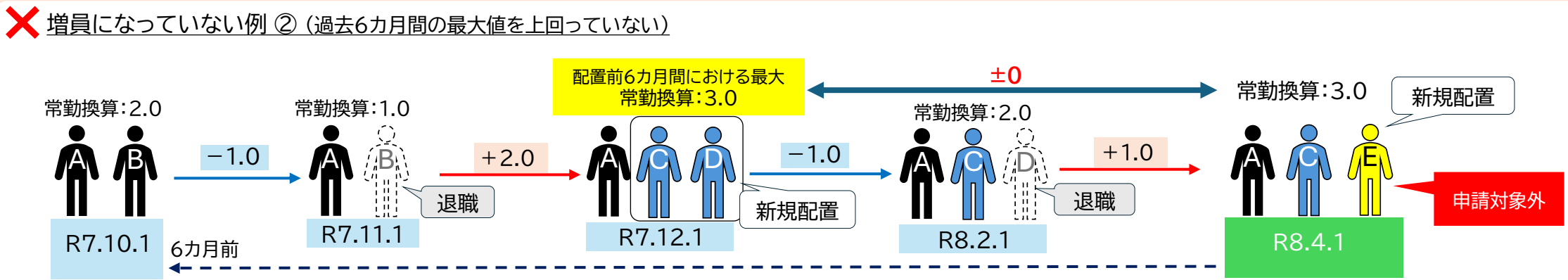
- 新規配置日から交付申請日時点までの期間中、当該職員を含め、常勤換算方法により算定した員数が2.0以上を確保していること
- 申請日における常勤換算員数が、配置日時点の員数を下回っていないこと



- 新規配置日前6カ月間における常勤換算員数の最大値を上回っていること







4. 定着支援費補助金について（1）

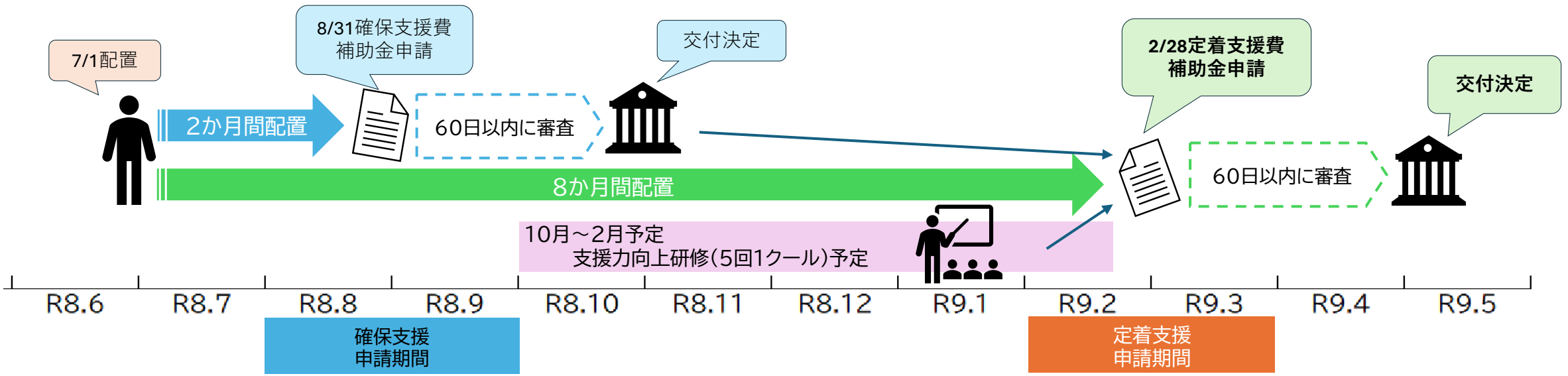
交付要件①

- 確保支援費補助金の交付決定を受けていること
- 申請日時点において、常勤専従の相談支援専門員として8か月以上継続して配置されていること
- 対象となる職員が、支援力向上研修のその時点における全過程を受講していること
  （※現任研修の修了者や、所属する事業所が主任相談支援専門員配置加算を取得している場合は不要）

〇申請期間
令和９年２月１日
～３月19日

スケジュール例

7/1に配置された職員の場合･･･



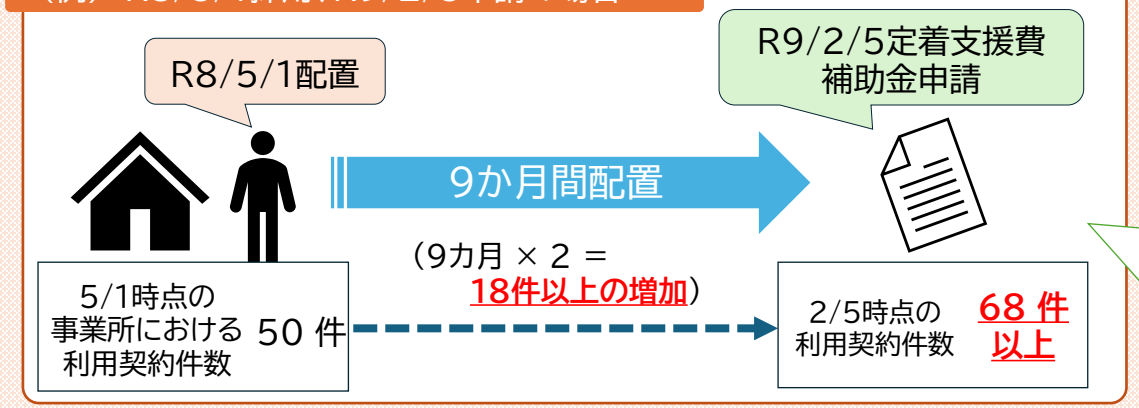
※7/1以降に採用された方に係る定着支援費補助金につきましては、実施未定です。

4. 定着支援費補助金について（2）

交付要件 ②

➢ 申請日時点において、対象事業所における指定計画相談支援等の利用に係る契約件数が、対象専門員の配置日における当該契約件数と比べて、継続配置期間の月数に2を乗じた数以上の増となっていること

（例）R8/5/1採用、R9/2/5申請の場合･･･



※ただし、以下の件数は含まない

（1） 仙台市以外の市町村で支給している者及び支給する見込みである者に係る指定計画相談支援等

（2） 指定障害児相談支援から指定特定相談支援へ移行した者に係る指定計画相談支援

（3） 現に仙台市が指定計画相談支援等を支給している者であって，指定相談支援事業所を変更した者に係る指定計画相談支援等

（4） 事業所の休止若しくは廃止等の理由により、相談支援事業所の変更が必要になった者に係る指定計画相談支援等

➢ 相談支援事業所として、指定特定相談支援事業所運営等支援事業で事業運営状況の評価を受けること

指定特定相談支援事業所運営等支援事業とは…

- 計画相談支援事業への新規参入に係る助言や個別相談支援
- 指定特定の安定的な経営・運営の実現に向けた研修会やコンサルテーション
- 指定特定間のネットワーク強化を図る交流会等の開催

＜ 7月以降随時開催 ＞



➢ 本市が実施する区障害者自立支援協議会に定期的に参加し、翌年度以降も参加が見込まれること

各区障害者自立支援協議会の取組み

- 実情に応じ、ネットワーク強化に係る取組みを実施
（事例検討会や研修、情報交換会等）

★ 指定特定の自立協の一員としての意識の醸成
★ 指定特定の孤立感の解消
★ 関係機関との顔の見える関係性 の構築

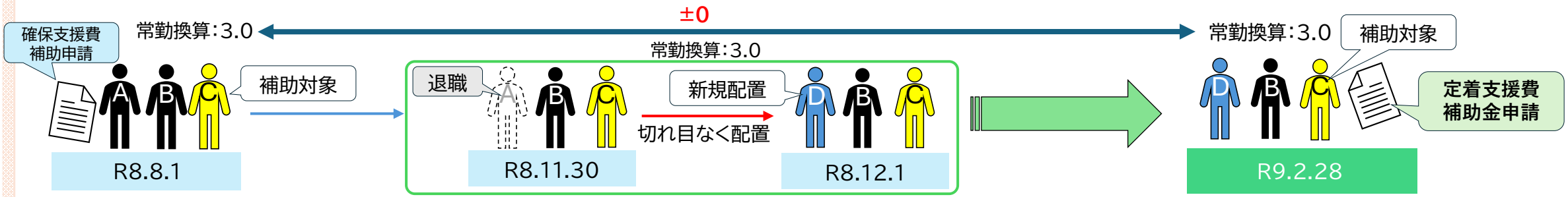


4. 定着支援費補助金について（3）

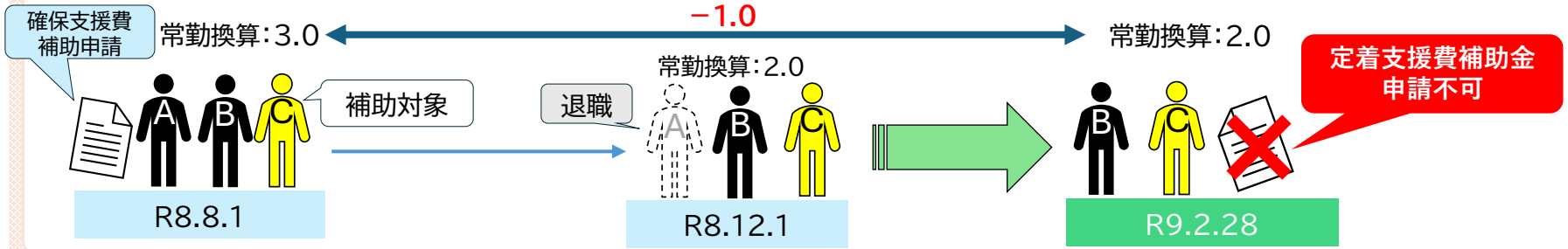
交付要件 ③

➢ 申請日時点まで、確保補助金申請日における支援員常勤換算員数以上となるよう維持されていること

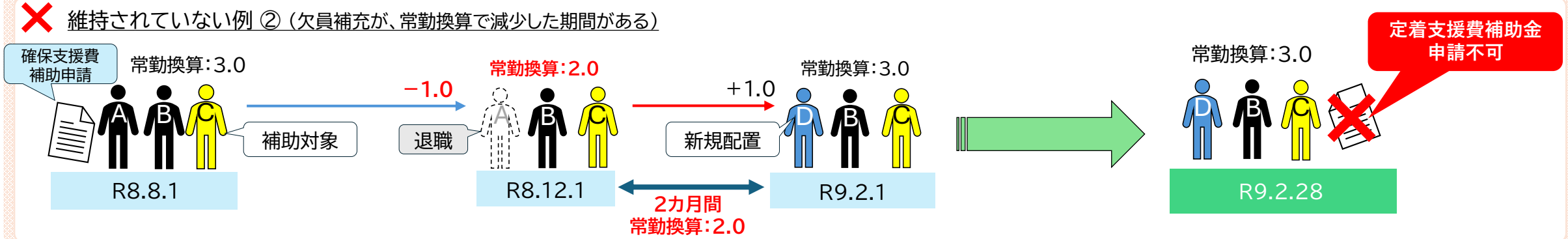
○ 常勤換算員数が維持されている例



✕ 維持されていない例 ①（期間中に退職があり、常勤換算で減少している）



✕ 維持されていない例 ②（欠員補充が、常勤換算で減少した期間がある）



5．まとめ

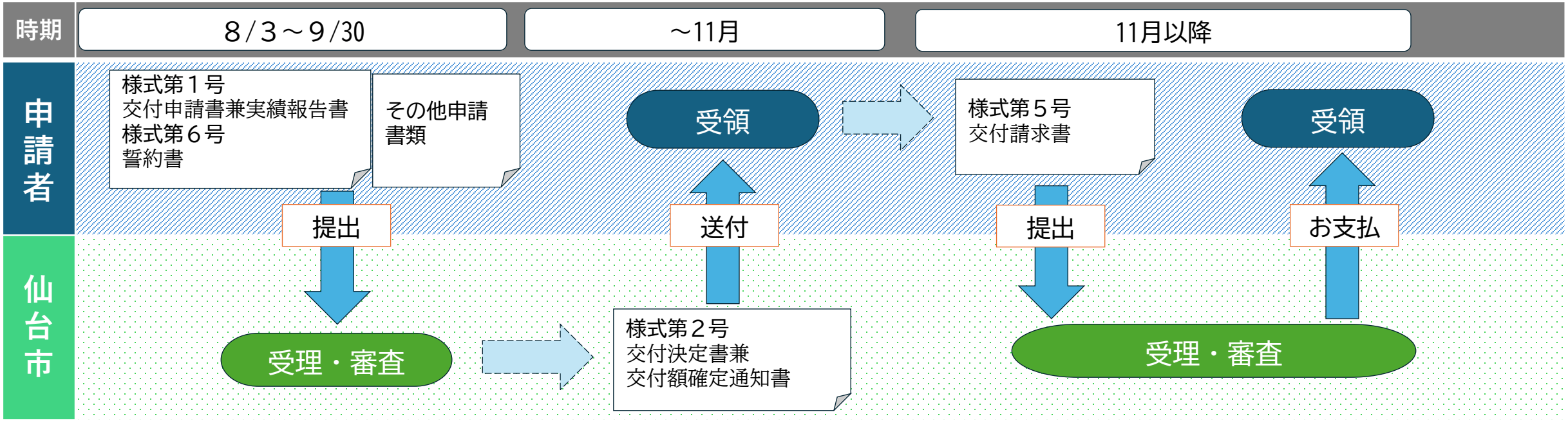
ここまでの整理、2つのメニューの概要の比較

詳細は要綱等をご確認下さい

	確保支援費補助金	定着支援費補助金
目的・趣旨	➢ 常勤専従の相談支援専門員の配置の促進による相談支援体制の拡充 ➢ 配置した相談支援専門員の人件費や、受け入れ・育成に伴い要する経費を補助	➢ 配置された相談支援専門員の定着を支援することによる相談支援体制の強化 ➢ 配置した相談支援専門員の人件費や、研修参加・既存職員による指導等に伴い要する経費を補助
対象者	➢ 令和8年4月1日以降に新規配置された常勤専従の相談支援専門員（事業所として2人目以降の配置） ➢ 申請日時点で、常勤専従の相談支援専門員として2か月以上継続して配置されていて、今後も配置を継続する見込みである者 ※配置日以前６ヵ月以内に市内の別の相談支援事業所にて相談支援業務を行っていないこと。	➢ 確保支援費補助金の交付決定を受けていること ➢ 申請日時点で、常勤専従の相談支援専門員として8カ月以上継続して配置されていて、今後も配置を継続する見込みである者 ➢ 対象者が支援力向上研修に参加していること
要件	➢ 新規配置日から交付申請日時点までの期間中、当該職員を含め、常勤換算方法により算定した員数が2.0以上を確保していること ➢ 申請日における常勤換算員数が、配置日時点の員数を下回っていないこと ➢ 新規配置日前6カ月間における常勤換算員数の最大値を上回っていること	➢ 申請日時点において、指定計画相談支援等の利用に係る契約件数が、配置日時点の件数と比べて、一定数以上の増となっていること ➢ 事業所として、運営等支援事業を活用していること ➢ 区自立協に定期的に参加し、今後も参加を見込むこと ➢ 申請日時点において、確保支援費補助金申請時の常勤換算と比較し、下回っていないこと
補助額	➢ 最大25万円	➢ 最大25万円

6. 申請から交付の流れ

申請フロー（例:8月申請(確保支援費補助金)）



様式の一覧・その他申請書類

様式	名称
様式第１号	仙台市計画相談支援提供体制強化事業補助金交付申請書兼実績報告書
様式第２号	仙台市計画相談支援提供体制強化事業補助金交付決定書兼交付額確定通知書
様式第３号	仙台市計画相談支援提供体制強化事業補助金不交付決定通知書
様式第４号	仙台市計画相談支援提供体制強化事業補助金交付申請取下書
様式第５号	仙台市計画相談支援提供体制強化事業補助金交付請求書
様式第６号	誓約書

その他申請書類

確保支援費補助金・定着支援費補助金それぞれに係る要件を満たすことが確認できる書類

詳細は、交付要綱別表第2（第8条関係）をご確認下さい

7. お問い合わせ・留意事項

お問合せ・ご質問について

・本日の説明会に関するご質問は、お問合せフォームにて受付します。
なお、多くのお問合せが想定されますので、お問合せフォームからの問い合わせにご協力ください。

・いただいたご質問への回答は、仙台市ホームページの当該補助金のページに掲載させていただきます。

・ホームページは公開次第、URLをご案内いたします。



お問合せフォーム
https://logoform.jp/form/3PrJ/1689175



障害者支援課 Mail
chiiki_shougai@city.sendai.jp



障害者支援課 TEL
０２２－２１４－８１６４

申請にあたっての留意事項

・補助要綱を充分にご確認のうえ、申請してください。
・申請内容や添付書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
・要件を満たしていない場合は、交付対象外となります。
・申請件数が多数となった場合、予算の範囲内で交付するため、交付額が変更となる場合があります。